

二 第二十三条の規定により第九条第一項第一号及び第二号並びに同条第一項第一号の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
 三 法人であつて、登録講習事務を行つ役員のうち前一号のいずれかに該当する者があるもの
 3 第九条第一項第一号及び第三号並びに同条第一項第一号の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習を行う者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が登録講習事務を行つ事務所の名称及び所在地

四 登録講習実施機関が登録講習事務を開始する日

(講習の登録の更新)

第十四条 第九条第一項第一号及び第三号並びに同条第一項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 前一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録講習事務の実施に係る義務)

第十五条 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第二十三条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び試験により行うものであること。

二 前号の講義は、別表第二の第一欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第一欄に掲げる時間以上行うこと。

三 主任技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第二十三条第一項第一号に該当する者に行わせること。

2 前項第一号の講義は、通信の方法によつて行うことができる。この場合においては、次に掲げる基準に適合する方法により行わなければならない。

一 講義は、添削指導及び面接指導により行うものであること。

二 前号の添削指導は、別表第二の第一欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる回数以上行うこと。

(講習の登録事項の変更の届出)

第十六条 登録講習実施機関は、第二十三第三項第一号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更の理由

(登録講習事務規程)

第十七条 登録講習実施機関は、登録講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録講習の受講の申請に関する事項

二 登録講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四 登録講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

第五十五条第一項第三号の判定に関する事務を行つ者の氏名及び経歴

六 登録講習事務に関する秘密の保持に関する事項
 七 登録講習事務に関する公正の確保に関する事項
 八 不正受講者の処分に関する事項
 九 その他登録講習事務に関し必要な事項

(登録講習事務の休廃止)

第二十八条 登録講習実施機関は、登録講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録講習事務を休止又は廃止しようとする日

四 登録講習事務を休止しようとする期間

五 登録講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十九条 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録(貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における該電磁的記録を含む。事項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 登録講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供する

ことの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十条 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し

た電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受

信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくることができる

物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第三十一条 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第五十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同条の規定による登録講習を行つべきこと又は登録講習事務の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十二条 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第五十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同条の規定による登録講習を行つべきこと又は登録講習事務の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。